

ビーライン 販売店活動の心得と法律



株式会社ビーライン

1. ビジネス活動の考え方

今日めまぐるしく変化する社会情勢の中、企業に対する社会的責任や公共的使命を要請する機運が高まっています。

それに応えるためには、私たち企業並びに企業を構成する一人一人が、法令や社会的規範を遵守して事業活動を行う事が重要な社会的責務であるという認識が必要です。

また、このような企業姿勢こそが健全な取引関係を築き仕事を通して社会の発展に貢献していくことに繋がり、更にそれによって企業が社会と市場から高い信頼と評価を得ることが出来ると確信しております。

私達は企業の社会的並びに公的使命を深く認識し、販売店活動の心得と関連する法律とビジネスマナーを遵守し、事業活動を進めてまいります。

2. ビーライン販売店の五大憲章

- ・嘘は言わない。
 - ・約束は守る。
 - ・人の悪口は言わない。
 - ・責任をもつ。
 - ・いつも「あ・い・う・え・お」※
- ※あかるく いきいきと うれしそうに えがおで おもしろく



3. 法律遵守&ビジネスマナーの重要性

この「販売店活動における遵守事項」は、ビーラインの業務を遂行する上で特に重要な問題に関して注意を要する内容をまとめたものです。大切なことは、この「販売店活動における遵守事項」が日常業務で生かされることであり、常に事業展開の際に、必要な契約や手続きなどをはじめとして事業の相手方が安心と信頼に基づき満足してもらえるよう倫理観をもって実践していかねばなりません。

また、「自分に関係ない」「他の誰かが解決してくれるだろう」という他人まかせの態度や「ビジネスはきれい事ではないのだから、周りがやっているようにやればいい」という無責任な行動は、全てを悪くすることはあっても良くすることはありません。このような考えの販売店活動が行政処分や罰則の対象となります。

行政処分や罰則を受けると多くの販売店が迷惑を被ります。「私だけが良ければいい」という考えではなく、自分以外にも多くの仲間がビーラインで活動していることを理解して、一人一人のモラルと確かな情報を正しく伝えることが販売店活動の基本です。



4. 勧誘について

①お話する前に勧誘する目的を伝えて必ず了解を得てください。



- ・「ナノバブル水素水生成器アクアクローバーとビジネス登録(特定負担額296,120円)のお話を聞いていただきたいのですがよろしいですか？」
- ・「株式会社ビーラインの事と、ナノバブル水素水生成器アクアクローバーの事と、ビジネス登録(特定負担額296,120円)の話聞いてほしいので、1泊2日の有料の催事に参加されませんか？」



- ・「お茶でもしましょう／3分だけ話を聞いてください／いい話があるから聞いて！／アップの〇〇さんは凄い方だから話しを聞いて／有名人が来て楽しいパーティーがあるから参加しない？」など

<注意>

このような勧誘方法では目的を伝えられていませんので後日トラブルへと発展します。さらに会社や貴方に対しての不信感へととなります。

②商談前には必ず自己紹介を行なってください。



- ・「株式会社ビーライン販売店の〇〇です」
※名刺を作成して渡しましょう。(第33条2項)

③概要書面を渡してください。



- ・お客様には、ビーラインの取扱商品やビジネスを理解及び正確に判断していただかないといけません。
※概要書面を使用しながらわかりやすくお客様に説明してください。(第37条1項)



- ・後で渡すからいい／友達だから今渡さなくても大丈夫／契約書面が送られてくるから大丈夫。
※概要書面は説明を行う際に必ずお客様に渡してください。(第37条1項)

④商品の内容、金額、ビジネスの説明を正確に行なってください。



- ・ナノバブル水素水生成器の説明です。／本体価格は316,800円(税込)になります。／ビジネス活動を行う場合のHM価格は296,120円(税込)です。



- ・全ての活性酸素を抑制し、抜けない水素水。／お手入れ不要。
- ・他社の水素水は偽物だから本物の水素水を！
- ・金額は大体30万円前後です。／月々1万円前後です。
- ・毎月のノルマがあります。
- ・水素水を飲むと病気の予防、治療が出来ます。

5. 商談／勧誘時のその他の注意点

お客様に商品を伝える際には様々な注意点があります。「仲が良いから大丈夫」「少くらいオーバーに言っても」「私は結果が出たから」など、間違った個人の見解で販売店活動を行うと、行政処分の対象となり、多くのビーライン販売店に対し多大な迷惑行為となります。

① 経済力や知識/判断力が不足した人に勧誘を行なってはいけません。

- ・経済力が不足している人に「私が貸してあげるから、儲かってから返してくれたらいい」などのお金の貸し借りは、後のトラブルになります。
- ・75歳以上の方の契約は、家族若しくは身内の方の同意がなければ契約は出来ません。
(74歳以下の方の同意書と身分証明書の提出が必要です)

② 過量な販売は行なってはいけません。

- ・適切な量と判断されない販売は過量販売となります。
〈適切な量と判断されないというの〉
- ・販売店資格を昇格させる為の販売。
- ・契約台数以上の在庫商品。
※過剰な商品在庫は後のトラブルになります。



③ 「簡単に儲かる」「高収入が絶対入る」と言っははいけません。

- ・不確実な事を確実であると告げる事や、確実と誤解させての勧誘行為は出来ません。
※虚偽または不確実な事の断定的判断の提供は禁止されています。
- ・給与明細、通帳、自己所有のビル、マンション、車、貴金属等を見せての勧誘行為も違法行為になる場合があります。



④ 長時間の拘束など相手に迷惑をかけて勧誘を行なってはいけません。

- ・お客様の都合や事情を考えず無理強いな行為は行ってはいけません。ねばりと根性はこちらの気持ちであってお客様にとっては迷惑行為のひとつです。
- ・早朝、深夜の勧誘行為。
- ・目的を隠して公衆の出入りしない場所での商談。
- ・一度断られた相手に継続しての勧誘行為も禁止されています。
- ・「迷惑はかけないから」「私の名前は登録出来ないからあなたの名前を貸して」「先にあなたのクレジットカードで支払っておいて。後で返金するから」など、虚偽の登録申請及び購入は出来ません。法律違反になります。



⑤ 虚偽な情報を伝えてはいけません。

- ・オリンピックの関連商品です。
- ・国民生活センターの推奨品です。
- ・病院の先生が認めており、エビデンスが揃っている商品です。

⑥「〇〇病が治った」「〇〇の症状が改善又は緩和する」と言ってはいけません。体験談を話したり、体験談冊子等を作成し、あたかも全ての方が同じような結果になると誤認させてはいけません。

・自分が体験した内容だとしても、他の人も同じような体験をするとは限りません。お客様が体験談を聞いて誤認された場合、正当な治療が遅れ、その後重篤な結果に繋がる恐れがありますので注意が必要です。

・病気の事が書かれている小冊子／書籍／新聞記事／セミナー等で配布された資料／医者のコメント集／テレビ番組／ブログなどを利用しての勧誘や、それらの資料を用いてアプローチブックを作成しての勧誘行為も禁止です。

※資料等を使用する場合は著作者の許可が必要となります。許可を得ずに使用すると著作権法違反となり、著作者から多額な支払請求が発生します。



⑦電子メールやSNSやチラシなどで新規販売店を募集する場合。

・電子メール等を送る前や配布する前に受取る相手の承諾が必要です
・承諾を得た場合でも、会社名・商品名・商品種類・特定負担・特定利益について記載した場合その根拠を明示しないといけません。



⑧「商品を使用すると解約が出来ない」などクーリングオフを妨害してはいけません。

・クーリングオフ期間は契約商品受領日又は契約書面受領日のどちらか遅い日を含む20日間は、書面により無条件でクーリングオフが出来ます。その効力は書面を発信した時(郵便消印日付)から発生します。

・お客様がクーリングオフを宣言された場合、クーリングオフ解除をしてもらおうと働きかけてはいけません。

・クーリングオフが発生した場合は損害賠償及び違約金の支払いの請求は出来ません。

・消費者に商品が引き渡しされている場合、その返還に要する費用は商品販売者の負担となります。

※上記のクーリングオフの行使を妨げる為に、お客様に対して説明や勧誘を行った者が不実なことを告げたことにより、お客様が誤認又は威迫したことにより困惑してクーリングオフを行なわなかった場合は、ビーラインよりクーリングオフ妨害の解消の為の書面を交付します。その内容については口頭で説明を受けた日から20日を経過するまでは、書面によりクーリングオフを行なうことが出来ます。

⑨水素水を生成して販売する事は禁止です。

・水を販売するには様々な法律や許可が必要です。さらに使用する水、使用する容器等の衛生面の問題もあり、ビーラインでは水素水を生成して販売する事は一切禁止しております。

6. 使用してはいけないワード 例



| NGワード | 理 由 |
|------------|-------------------------------------|
| 保湿にいい | 肌の機能変化になります |
| ハリ・ツヤが出る | |
| 美肌効果 | 肌の具体的な変化になります |
| 体質改善 | 効能にあたります |
| 〇〇に良い | |
| 疲れがとれる | 抗加齢にあたります |
| アンチエイジング | |
| 身体の錆落とし | 抗酸化作用にあたります |
| 〇〇の解消 | 病気の改善にあたります |
| 血糖値が下がる | |
| 手足が冷える方に | |
| デトックスにいい | 身体の変化になります |
| 予防の為に | |
| 体臭がなくなる | |
| ストレスがなくなった | |
| 血液サラサラ | |
| 細胞の活性化 | 効果効能を越える機能表現あたります |
| 好転反応が起きている | 適正な医療の機会を失わせる等の保健衛生上の危害が発生する恐れがあります |
| 〇〇にお困りの方 | 改善出来ると誤認されます |

※このワード以外にも様々な使用してはいけないワードがあります。水素水は病気の治療、改善を目的に飲用するものではありません。

7. 行政処分

様々な苦情や相談が国民生活センターや消費者センターに寄せられると、行政処分や摘発の対象となります。

行政処分には半年間若しくは一年間の業務停止処分等があり、その間は一切の新規販売店の勧誘活動が出来なくなり、会社、個人、商品の信用もなくなります。よって、商品を販売したら終了ではなく、常にお客様の気持ちを考え、お客様の立場にたった誠実な対応を迅速に行うことが重要となります。

8. 販売店登録解除

ビーラインでは販売店活動を行なう者が、法律違反やビーライン会員・販売店規約に違反した販売店活動や下記の行為が確認された場合は、全ての権利を失い販売店登録解除処分となります。



- ① ビーラインや販売店に対して誹謗、中傷行為を行なった場合。
- ② 他の会員や販売店に迷惑行為を行なった場合。
(迷惑行為には他社への勧誘行為及び他社商品の販売行為も該当します。)
- ③ 病気が改善されたなどの体験談が記載された書籍、チラシ、のぼり等を制作し、そのような事が誰にでも起こり得るかの如く説明し、商品販売を行った場合。
- ④ 著作者に無断で研修資料や新聞・雑誌等を使用して販売及び販売行為を行なった場合。
- ⑤ 誤認される恐れがある団体名や、虚偽の団体名、資格などを名乗って販売及び販売行為を行なった場合。
- ⑥ その他概要書面に記載されている禁止事項を行なった場合。



9. お問い合わせ先

○販売店登録方法／消耗品(マグネシウム合金板等)のご注文／ビジネスについて

◆株式会社ビーライン

TEL 03-5206-8438 (平日10時~17時 土日祝・年末年始は休み)

○取扱商品の故障／お手入れ方法他

◆アクアローバー

◆アクアローバーNEOについて インクローバーカスタマーサービス

TEL 0800-111-1968 (平日10時~17時 土日祝・年末年始は休み)

※ 非通知設定の方は、最初に186をダイヤルのうえ、発信番号の通知をお願いしております。
(尚、公衆電話／衛星電話／一部のIP電話からは繋がりませんので御了承ください。)

◆ウェーブローバーについて リビングテクノロジー株式会社

TEL 0120-39-8186 (平日10時-12時 13時-16時 土日祝・年末年始は休み)

◆エアローバーについて 三友商事株式会社

TEL 06-6262-6123 (平日10時-17時 土日祝・年末年始は休み)

株式会社タムラテコ

TEL 0120-038-904 (平日10時-17時 土日祝・年末年始は休み)